

# 匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報データベース（NDB）の第三者提供

## よくあるご質問（FAQ）

2022年3月1日作成

### ①NDBに格納されているデータに関する質問

（全般）

1	Q	過去、いつからのデータが格納されているか。
	A	匿名レセプト情報（医科、歯科、調剤、DPC）は、2009年4月診療分から格納されています。 匿名特定健診等情報は、2008年度実施分から格納されています。
2	Q	データはどのようなタイミングで格納されるか。
	A	・匿名レセプト情報（医科、歯科、調剤、DPC）は毎月発生し、約3-4か月後にNDBに格納されます。月遅れ請求レセプトを考慮し約6ヶ月後の取り出しが推奨されています。 ・匿名特定健診等情報は、年単位で格納されます。実施した年度の翌年度の1-2月頃にNDBに格納されます。（例：2020年度の情報は、2022年1-2月頃に格納）
3	Q	提供可能なデータ形式は、どのようなものがあるか。
	A	特別抽出、集計表、サンプリングデータセットの3形式があり、いずれかまでのご提供となります。
4	Q	公費のデータも提供されるか。
	A	公費単独のデータも含めて、提供しております。
5	Q	訪問看護ステーションからのレセプトはNDBに格納されるか。
	A	訪問看護ステーションからのレセプト（訪問看護療養費明細書）は紙ベースのレセプトであることから、格納対象外です。 なお、医療機関に従事する保険医が、併設ないしは近隣等の訪問看護ステーションにおいて実施した医科診療行為に係る匿名レセプトについては、当該医療機関における医科レセプトとしてNDBに格納されます。
6	Q	レセプトから死亡例を抽出することは可能か。
	A	転帰区分に「死亡」が記録されているレセプトについて死亡例であると判断することはできますが、死亡が正確に記録されないことがあるため、本来の死亡例数とは著しく乖離している恐れがあります。
7	Q	匿名レセプトの摘要欄に記載されているコメント情報も抽出できるのか。
	A	NDBに匿名レセプトデータを格納する際、摘要欄のコメント情報は格納対象外としているため抽出できません。

8	Q	匿名レセプト情報の年齢はいつ時点のものが適用されるのか。
	A	診療月の末日時点の年齢が適用されます。

9	Q	匿名レセプト情報の提供を受けたが診療行為の実施日に関する情報が欠損しているように思われるが。
	A	診療行為レコード (SI)、医薬品レコード (IY) 等の項目「1日目の情報」～「31日目の情報」を参照することで実施日に関する情報を取得することができますが、これらは 2012 年 4 月診療以降のレセプトにて入力が必要となった項目です。2012 年 4 月より前の匿名レセプト情報から実施日を取得する場合は、日計表 (NI) レコードと合わせて確認していただく必要があります。

10	Q	匿名介護情報等と連結する場合、どのようにすべきか。
	A	匿名介護情報等との連結のための ID(ID 4)が格納されています (匿名レセプト情報：2018 年 4 月～、匿名介護情報等：2020 年 3 月～) ので、両 DB をそれぞれ申し出、両 DB から ID4 を出力の上、申出者様で連結を実施してください。なお、匿名レセプト情報・匿名介護情報等・匿名診療等関連情報の 3 情報の連結も可能です。

11	Q	匿名診療等関連情報と連結する場合、どのようにすべきか。
	A	匿名診療等関連情報との連結のための ID(ID 4)が格納されています (匿名レセプト情報：2018 年 4 月～、匿名診療等関連情報：2020 年 3 月～) ので、両 DB をそれぞれ申し出、両 DB から ID4 を出力の上、申出者様で連結を実施してください。なお、匿名レセプト情報・匿名介護情報等・匿名診療等関連情報の 3 情報の連結も可能です。